

9月9日（第2日）

9月9日（水）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	11番	胡子雅信
12番	林久光	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	野崎剛睦
18番	山根啓志		

欠席議員

10番 片平 司

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
市民生活部長	山田 淳	福祉保健部長	峰崎 竜昌
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	木村 成弘
会計管理者	久保岡ゆかり	教育次長	渡辺 高久
危機管理監	岡野 数正	消防長	小林 勉
企業局長	前 政司	企画振興課長	畑河内 真
交流促進課長	山中 貢	政策推進課長	仁城 靖雄

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	報告第6号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第2	議案第40号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について
日程第3	議案第41号	江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第42号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第43号	江田島市立墓地設置及び管理条例の一部を改正する条

例案について

日程第 6	議案第 4 4 号	平成 2 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7	議案第 4 5 号	平成 2 7 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 4 6 号	平成 2 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 4 7 号	平成 2 7 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 4 8 号	平成 2 7 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 4 9 号	平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 0 号	平成 2 6 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 3	議案第 5 1 号	平成 2 6 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4	議案第 5 2 号	平成 2 6 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	議案第 5 3 号	平成 2 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	議案第 5 4 号	平成 2 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	議案第 5 5 号	平成 2 6 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	議案第 5 6 号	平成 2 6 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	議案第 5 7 号	平成 2 6 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	議案第 5 8 号	平成 2 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 5 9 号	平成 2 6 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 2 2	議案第 6 0 号	平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 2 3	議案第 6 1 号	平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
日程第 2 4	発議第 3 号	江田島市議会会議規則の一部を改正する規則（案）の提出について
日程第 2 5	発議第 4 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負

担制度2分の1復元を図るための、平成28年度（2016年度）政府予算に係る意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまから、平成27年第4回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

片平議員から欠席の連絡が入っております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第6号

○議長（山根啓志君） 日程第1、報告第6号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

昨日の初日に続きまして、定例会2日目、大変御苦労さんでございます。また、台風18号が愛知県へ上陸したんじゃないかと思えますけれども、日本を横断して日本海を抜けるということなんです、風の被害はないようですけれども、大変雨がたくさん降りまして雨の被害が出てるようで、大変心配しているところでございますけれども、幸いに広島県地方では大したことはないようなので、安心しておるところでございます。

それでは、ただいま上程されました報告第6号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 報告第6号について、別冊の平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1. 平成26年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものです。報告する指標は4点でございます。

(1) 総括表でその数値を示しております。表の区分横列の1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率は赤字額がないため、バーと表記しております。3番目の実質公債費比率は8.5%。4番目の将来負担比率は45.4%であり、表の区分縦列の3段目、4段目に示しております早期健全化基準、財政再生基準の値以内にいずれも納

まっております。この決算に基づく4つの指標のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上になると、早期健全化団体となり、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか一つでも財政再生基準以上になると、財政再建団体となります。

2ページに(2)実質赤字比率の算定根拠を示しております。

アの一般会計等の実質収支額の表の右端E欄の、実質収支額の合計が黒字のため、先ほど申しあげましたように、実質赤字比率はバー表示となります。

次に、3ページに(3)連結実質赤字比率の算定根拠を示しております。

それぞれの会計の実質収支額などが黒字のため、連結実質赤字比率はバー表示となります。

次に、4ページに(4)実質公債費比率の算定根拠を示しております。

平成26年度の実質公債費比率は8.5%で、平成24年度から平成26年度までの単年度比率を3で除して算定したものでございます。

5ページには(5)将来負担比率の算定根拠を示しております。

それぞれ、国の示す算定式にのっとり、算定したものでございます。

次に、6ページをお願いします。

2. 平成26年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものです。

(1)総括表で、その数値を示しております。法適用企業で水道事業会計、下水道事業会計、交通船事業会計の3会計がございますが、資金不足額がないのでバーと表記しています。法非適用企業の宿泊施設事業特別会計、地域開発事業特別会計につきましても、資金不足額がございませんのでバーと表記しています。

それぞれの資金不足比率が経営健全化基準20%を超えますと、その公営企業について、早期健全化計画の策定、個別外部監査などが求められることとなります。

なお、7ページに法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページに法非適用企業の算定根拠を示しております。10ページに参考資料として、各指標の対象範囲を示しております。

以上で、報告書の説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で報告を終わります。

先ほど報告のあった、報告第6号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見書が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、佐野代表監査委員に入場していただきます。

佐野代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員(佐野博隆君) 監査委員の佐野でございます。どうかよろしく願います。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について報告いたします。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る8月19

日から8月26日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査・照合を行うとともに、担当職員から説明を求めて慎重に行いました。

その結果、平成26年度決算に基づく、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及び平成26年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10時11分）

（再開 10時11分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、説明員として企画振興課長、交流促進課長、政策推進課長を入場させますので、暫時休憩いたします。

（休憩 10時11分）

（説明員入場）

（再開 10時11分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第40号～日程第4 議案第42号

○議長（山根啓志君） 日程第2、議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案についてから、日程第4、議案第42号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてまでの3議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第40号から議案第42号までについてでございます。

最初に、議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書13ページ、議案第41号 江田島市個人情報保護条例の一部を

改正する条例案についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書26ページ、議案第42号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、政策推進課長、総務部長及び市民生活部長をして、説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 仁城政策推進課長。

○政策推進課長（仁城靖雄君） ただいま一括上程されました議案第40号から議案第42号についてを説明いたします。

来月10月5日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、番号法とも言いますが、これが施行されます。個人番号の利用及び特定個人情報の利用に関しまして、地方自治体で条例を整備しなければ利活用できない部分がございますので、関係する条例もあわせまして提案するものでございます。

まず、マイナンバー制度の概略につきまして、29ページの参考資料により、説明いたします。

見出しに、マイナンバー制度実施に伴う関係条例の制定等についてとあります。1の制度の趣旨は、住民票を有する全ての人に、マイナンバー12桁の番号を附番します。附番することで情報を適切に把握し、さまざまな機関で管理されています情報が同じ人のものであるということ、正確かつスムーズに確認することができます。その結果、国や地方公共団体等の間で情報の連携ができ、下に示しますとおり公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化などの効果が期待されています。

2. 実施の流れです。施行後、順次マイナンバーの通知が、皆さんの住民票のある住所地に送付されます。来年1月から利用が開始され、申請をした方へは個人番号カードの交付が開始されます。平成29年1月から国の機関におきまして、7月からは地方公共団体を含めました行政機関におきまして、情報の連携が開始されます。条例制定の理由につきましては、先ほど触れましたとおりでございます。また、提案する条例は次の3本でございます。

マイナンバー制度の概略については、以上でございます。

それでは、議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案についての説明をいたします。

3ページから12ページまでが、本条例案でございます。30ページが参考資料です。

30ページの参考資料により、説明いたします。

まず、1. 制定の趣旨についてでございます。先ほど、マイナンバー制度の概略でも少し触れましたが、番号法で規定されていない市独自の事務や、庁内の部署間等で個人番号や特定個人情報の利用または提供をする場合は、必要な事項を定める必要がございますので、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、2の制定の考え方ですが、(1)の個人番号の利用できる事務のうち、番号法別表第1に規定されている、国民健康保険事務などの法定事務につきましては、条例の必要はありません。しかし、乳幼児医療費支給事務などの市独自の事務につきましては、番号法で規定されておりませんので本条例で規定することによりまして、個人番号の利用事務とすることができます。事務は別表第1に記載しています。

(2)の庁内連携です。国や他の市町村などとの情報連携は、番号法で規定していますが、市内部の業務間で特定の個人情報を連携する庁内連携につきましては、番号法で規定されていませんので本条例で規定をしています。連携する特定個人情報につきましては、別表第2に記載しております。

(3)の他機関への情報提供です。市教育委員会は、市長部局とは別の機関となります。このように、市の別の機関へ情報提供する場合においても、本条例で規定する必要がございます。

3ページをお開きください。

第1条に趣旨を、第3条に市の責務、第4条に先ほど説明しました利用事務や庁内連携などの利用の範囲について、第5条に市教育委員会への情報提供についての規定をしております。附則で、平成28年1月1日から施行することとしております。

企画に関する提案条例は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) 続きまして、議案第41号について説明いたします。

議案書14から18ページに改正条文を、19から25ページに新旧対照表を、31ページに参考資料を添付しております。初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後、議案の説明をいたします。

先ほどの説明と重複する部分がございますが、このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、全ての国民一人一人に附番される個人番号、いわゆるマイナンバーを活用して、社会保障・税・災害対策などの分野における国民の利便性向上と行政運営の効率化を図る仕組みが創設されます。このマイナンバーは強力な個人識別機能を有しているため、マイナンバーを内容に含む個人情報には、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置が必要であり、本市における特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、条例を改正するものです。

議案書の31ページ、参考資料をごらんください。

まず今回の、1. 改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用などに関する法律の施行に伴い、特定個人情報の開示、訂正及び利用停止を行うに当たっての必要な規定を整備するものでございます。

2. 主な改正内容は以下の表に示しております6項目で、項目及び改正などについて、表により順番に説明させていただきます。

まず、字句の定義でございます。現行条例における個人情報の定義は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日などで、特定の個人を識別することができるものでございますが、これに対し、番号法の規定により新たに4つの字句を第2条に追加いたします。

1つ目が保有個人情報で、定義は行政機関が職務上作成し、または取得した個人情報を組織的に利用し保有しているものです。2つ目が特定個人情報で、これはさきの個人情報に個人番号を含んだ情報を言います。3つ目が保有特定個人情報で、保有個人情報に個人番号を含んだものでございます。4つ目が情報提供等記録で、これは情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報を利用した場合に、その照会者の情報や日時、特定個人情報の項目などを自動で記録するというものでございます。

これまであった個人情報の定義に関して、保有という文字がつくものについては、業務の中で行政文書として持つもの、特定という文字がつきますと、これに個人番号を含んだものになるというふうに御理解いただければと思います。

次に、目的外利用についてでございます。

これは保有特定個人情報の目的外利用を限定するものです。市であらかじめ規定した法定事務25と独自事務16の計41事務以外には利用できないのが原則でございますが、人の生命、財産保護のため必要があり、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難なときには、目的外でも利用ができるという規定です。ただし、情報提供等記録、いわゆる情報提供ネットワークシステムの利用では、番号法第30条で目的外利用を認めておりませんので、同様の改正としております。

次に、情報提供の制限の規定です。これは番号法第19条に書かれているもの以外には、情報を提供してはいけないというもので、以上についてを第8条の次に加えております。

次に、開示、訂正及び利用停止の請求者についての規定です。

保有特定個人情報などの開示や訂正、利用停止ができるのは市民、いわゆる本人でございますが、これができる者として、未成年者または成年被後見人の法定代理人などが、本人にかわって請求することができることを規定するものです。

次に、情報提供等記録を訂正した場合の通知についての規定です。

情報提供等記録を訂正した場合には、同一の記録を保有するものである総務大臣及び情報照会者、または情報提供者に通知をするというものです。これは、情報提供ネットワークシステムを介して、訂正の申し出があった場合の通知先を規定するものです。

最後に、利用停止等請求事由についての規定です。

これは、保有個人情報の利用停止などの請求をすることができる事由の規定です。具体的には目的外のことに利用した場合でありますとか、本人の権利・利益を不当に侵害した場合ですとか、違法に情報を収集した場合ですとか、取り扱うことを許された範囲を超えてファイルを作成したときなどには、利用停止ができるというものです。

以上について、関係条文の字句を整え、第18条の次に4条を加えております。

3. 施行期日についてでございますが、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、平成28年1月1日から施行するとしております。

議案書の14ページ、改正条文をごらんください。

以上の改正内容につきまして、14ページに字句の定義の規定を、14ページから15ページにかけて、目的外利用と提供制限の規定を、15ページから16ページに開示・訂正及び利用停止の請求者に関する規定を、同じく16ページから18ページにかけて、まず情報提供等記録の提供先への通知について、次に利用停止請求及び附則などに関する規定を定めております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第42号について説明いたします。

議案書27ページをお開きください。

内容については、27ページに改正条文、28ページに新旧対照表を添付しております。

32ページをお開きください。

こちらが、条例案の参考資料となります。32ページの参考資料で説明をいたします。

まず、改正の趣旨及び基本的な考え方でございます。番号法の施行に伴い、平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、マイナンバーを通知するための通知カードが順次郵送されます。また、平成28年1月から本人の申し出に基づき、顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。各カードの初回交付手数料は、国が費用を負担するため無料としますが、滅失、盗難等の理由により再交付する際の手数料については国の負担はないため、受益者負担の考え方により有料といたします。これに伴い、各カードの再交付手数料について定める必要があることから、江田島市手数料条例を改めるものでございます。

再交付手数料の額については、総務省が基準額として示した額と同額とし、通知カードの再交付手数料は1枚500円、個人番号カードの再交付手数料は1枚800円で、表を追加する形で規定しております。

また、附則において番号法中、マイナンバーの住民票への付番、住民への通知等に関する部分については平成27年10月5日、マイナンバーの利用に関する部分については平成28年1月1日を施行日とすると規定しております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） まずこれが個人番号法に基づいて、カードは来年1月から住民の申請によって発行するというものではありませんけども、まず、この特定個人情報の市役所の中の部署間の利用提供というのは、条例の施行日の1月1日からそういうふ

うに、市の本庁の中での情報のやりとりをされるのかということと、あとは私ども、住民の方からいろいろこれから、個人番号カードについて問い合わせがあると思いますので、こちらを必ず持たないと市民生活において支障を来すのかどうか、この点を教えていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） 仁城政策推進課長。

○政策推進課長（仁城靖雄君） 部署間の利用についてのお問い合わせでございます。

来年の1月1日から施行ということにしております。これは、10月5日からは通知のカードが配られるというところだけのことで、実際に利用開始というのが番号法の中でも規定されておまして、1月1日から番号法の中で利用が開始されるという、それに合わせまして、市内の連携につきましても1月1日からの施行開始ということにしております。

カード取得を必ずしなければならないのかというお話でございます。カードは、必ず取得しなければならないことではありません。任意でございます。申し込みにより、カードを取得することとなります。ただし、国の方針としましては、全ての方に持っていたきたいという希望はございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員

○9番（山本秀男君） セキュリティーのことについてお尋ねしたいんですが、日本年金機構のサイバー攻撃を受けて被害をこうむったというのは最近でございますが、インターネット等つながっておるので、恐らく可能性があるんだろうと思うんですが、これについての対応は、市としてどのように考えておるのかお聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 仁城政策推進課長。

○政策推進課長（仁城靖雄君） 市のセキュリティ対策がどうかというお尋ねでございます。

平成27年度の取り組みとしましては、老朽化した通信機器でありますファイアウォールなどを、最新のものに更新していきたいと考えております。

マイナンバー対策といたしまして、侵入防止システムというのがございます。IPSといいますけれども、これを導入することとしております。さらには、日本年金機構の情報漏えい事件を踏まえまして、新たに侵入検知システムというものがあるのですけれども、これにつきましては、今議会の補正予算の中に、さらに対策を進めるために補正予算のお願いをしておるところでございます。こういった機器などのセキュリティはもちろんのこと、職員に対しましても注意喚起や通知、また全職員のセキュリティ研修などを含めまして、人的セキュリティも高めるように、今、強化をしているところでございます。また、インターネット空間で市のシステムが異常な通信をしていないかとか、そういうのを監視するというものがございまして、そういったサイバー攻撃の検知事業というようなものもやっております、そういった技術的セキュリティも心がけているところでございます。

年金機構のことですけれども、年金機構につきましては、システム的にはそんなに大

きく市の体制と変わらないんですけれども、年金機構につきましてはやっぱり内部の情報の取り扱いが、一番被害拡大だった原因になっております。ということでございますので、本市におきましてもそういった研修等を含めまして、セキュリティーには万全の体制をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 内部から情報ネットワークに対しては対応できるということでございますが、それで今度は、職員が仮に不正に情報を得て外部に流すとかいうことで、個人情報保護法に比べてマイナンバー制度は罰則が厳しいと思うんですよね。それで、罰則が厳しいということで、これらに対して職員に対しての罰則ですよね、あるいは教育をされるのか扱う方が限られてくるのか、嘱託職員も使われるのか、そこらあたりはどのように考えられておるんですか。

○議長（山根啓志君） 仁城政策推進課長。

○政策推進課長（仁城靖雄君） セキュリティーというよりも、取り扱うものというのは個人番号そのものを取り扱う部署と、例えば総務課というような給与とかそういうのを取り扱う場面というのは2つに分かれまして、個人番号そのものを取り扱う部署というのは、例えば市民生活課であったりとかそういういったところになりますけれども、そういったところにつきましては、うちの中にはIT推進委員会とかそういうものもありますけれども、そういった中で周知徹底をしていきたいというふうに思っております。また、総務課とかそういった給与等を扱う部署につきましては、民間のほうと全く同じでございますので、そういった安全管理義務というのがございますので、そういったところでの把握となります。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 罰則規定で具体的に例を挙げてやっておるんですが、個人情報管理する事務員が理由なく特定個人情報を提供した場合には、4年以下の懲役または200万円以下の罰金、あるいは不正利益目的で番号を提供または盗用した場合には、3年以下の懲役または150万円以下の罰金というような形が生じてくるわけですね。それに対して、市のほうはどのように考えられておるのかお聞きしたいんです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 仁城政策推進課長。

○政策推進課長（仁城靖雄君） マイナンバー法に限らず市の情報というのは、今までもすごく大切なものでございます。今回は、番号というのがついてきたから国全体的な情報のやりとりができるようになったというだけのことでございます。基本的には、職員は当然ながら、地方公務員法等、守秘義務等、そういった全てのことを踏まえて職務に当たっておるところでございますので、もちろん罰則規定が強化されたからといって、情報の漏えいというようなところになるわけではなくて、そういった日ごろのセキュリティーの研修であるとか、ふだんの仕事に対する心構えであるとかというところで、職員徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 先ほど、仁城課長の説明で個人番号カードについては、基本的に全員取得ではない、希望者ということの説明がありました。昨日の夕方のテレビ等で、消費税が今度8%から10%に上がります、増税されます。ただし、ある階層かわかりませんが、その8%から10%の2%分については、いわゆる還付されるという、そういう対象者も出てくると聞きました。その場合に、この個人番号カードを利用してその還付がなされるというような、きのうテレビニュースが流れたわけです。そうしてきますと、やはりその個人番号については、カードについてはやっぱり全員が取得しておかないと、そういった事態に出会った場合に、そういう手続ができない。できないということになりますと、その2%の還付も受けることができないということになります。ですから、今後こういう制度ができた場合には必ず、今考えておるもの以外で、どんどんどんどん行政側も使ってくるということになってくるとお思いますので、やはり今も広報等でマイナンバーのことを、周知のための記事を出していただいておりますが、今後も丁寧に丁寧に、そういうような情報が流れるたびに市民のほうに知らせてほしいと思うわけですが、その点についてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（山根啓志君） 仁城政策推進課長。

○政策推進課長（仁城靖雄君） マイナンバーの利用がどんどん拡大していくというような中で、今は法律、今回の施行というのは、税と社会保障と災害対策に限ったということで法が制定されております。そういった中で、確かに個人番号カードを全員に持ってほしいというのは、国のお願いではあるんですけども、先ほどありました消費税の還付に使われるであろうとか、そういうようなことも今後、今、検討しておるところです。現在は、そういったいろいろな利用拡大に向けて、国がいろんな検討をしております。例えば、健康保険証に使いたいであるとか、パスポートの事務に使いたいとか、今は、こういったものについては全て利用ができないような状況でございます。そういったものにどんどん拡大をしていこうというような、いろんな検討をされておりますので、そういった検討結果が法整備されまして通知が来ましたら、本市におきましても広報等を通じまして、丁寧な説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、日程第2、議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第41号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第42号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号

○議長(山根啓志君) 日程第5、議案第43号 江田島市立墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました、議案第43号 江田島市立墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島北部墓園の使用料の改定に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) それでは、議案第43号について説明いたします。

議案書34ページをお開きください。

内容については、34ページに改正条文、35ページに新旧対照表を添付しております。

36ページをお開きください。

こちらは条例案の参考資料となります。この参考資料により説明いたします。

1. 改正の理由でございますが、平成7年に竣工いたしました江田島北部墓園におい

ては、現在55の区画が未使用で残っております。予算委員会での御指摘もあり、これら未使用墓地の解消のため使用料を改定することといたします。

2. 改正の内容ですが、現在、一律で市内居住者、または本籍を有する者について、1区画60万円の使用料を、中ほどの表にありますように5段階で設定いたします。

市内墓園うち北部墓園のみ市外の者の利用が可能となっており、その使用料は定額の1.2倍を限度として市長が定める額としておりますが、この規定については見直しを行わず、市外の者の利用は新たに設定した価格の1.2倍といたします。

3. 施行期日につきましては附則において平成27年10月1日からと規定しております。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 林議員。

○12番（林 久光君） ちょっと伺いたいんですが、60万円を5段階に分けて改正するわけですが、その改正の理由と申すんですか、計算根拠を教えてください。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） このたびの改定に当たっては、永代使用権の価格ということで鑑定評価をとっております。今までは、北部墓園を建設する際のコストというところから使用料について算定をしておりましたけども、今回の鑑定評価をとりましたら、平成7年から平成26年までの20年間の間に、市内の住宅地の土地価格について65%というような大幅な下落ということもあり、今の受益に応じた価格に見直すことといたしました。

北部墓園の場合、高さ2メートル強の園内階段でもって5段の段差のある状態になっており、昨今の墓地のポイントとなっているバリアフリー設計において非常に劣っていることに留意して、格差率というような形で設定いたしまして5段階の価格とさせていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 12番 林議員。

○12番（林 久光君） 説明でわかりました。

今まで既に、利用されてる方がかなりおられますけど、その方たちは20年前の金額60万円で利用してるんですが、その方たちに対する手当ては、どのようにされるのか伺います。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） これまでの価格設定については、募集をして永代使用権の使用許可を出したというそのときの価格については、その当時は適正なものだったというふうに判断しております。今まで、前に購入された方についての、例えば還付であるとかそういったことは考えておりません。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 改正の理由のところなんです、これを見ると、売れ残ったから安くして売るしか考えられんのですよね。やはり、なぜ売れなかったかそこらをよく考えて、そういういろいろな策を講じた末に、最後の手段として安くしたというならわかるんですけど、先日、全員協議会でも説明がありましたが、いろいろ違法な墓地についての指導等も難しいからやってないと。やらずにおいて、ただ値段だけを下げるような、安くして売る安売りでやってしまおうという考え方のように見えるんですけど、なぜ難しいことには取り組まないのか、そこらを教えてください。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） これまで、議会のほうからも北部墓園につきまして、空き区画を解消するために、階段を上ってお墓参りをすると、こういったような不利な条件を克服するために、道路の整備や快適にお墓参りをしていただくためのサービスの提供等、必要じゃないかというような御提案もございました。ハード面、ソフト面からも検討してまいりましたが、これ以上北部墓園について、追加で設備投資するのはいかなものかというようなところもございまして、現実ではないということで実現しておりません。

永代使用権の価格につきましては、不動産の売買価格とは違うものでございますけども、江田島市におきましては20年の間に相当地価も下がっているという状況もあり、平成7年に竣工した墓地でございますけども、5段目の墓地については一度も墓石が据わったことがないという状況で推移をしてきております。この状態を、何とか解消したいということで、今回、受益に応じた適正な価格に見直そうということで改定するものでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 私が質問したことと、全く違う回答をいただいたんですが、先日も総務部長は法律の遵守に関するようなことを、職員に徹底してやっていくというような答弁もされておりました。そういうところで、まず、市民に許可を得ないと墓地は設置してはいけませんよとか、そういう法律を守ってもらう指導、監督をするような作業をするべきではないかと思うんですよ。それをせずに、階段直すじゃどうじゃ言うたって、まずそういうこともいろいろやって、一生懸命汗をかきました。そういうこともやりながら、これもう下げていかないとやむを得んと。地価も下がっている、条件も悪いというんならわかるんですけど、そこらについてはどうなんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 墓地埋葬等に関する法律では、日本では原則として個人で墓地を持つことはできないというような規定になっております。ただ、これまで個人墓地について、許可を得ずに建ててるとというような状況、中国地方が一番多いというような状況であります。実際には、広島市とか大都市では、住宅地と墓地が近接してあるのがいかなものかということで、市街地においては個人墓地の設置とか一切出さ

ないというところもございますけども、広島市の市街地じゃない部分、またそれぞれの中山間地と申しますかそういったところについては、やむを得ず個人墓地も認めているというのが県内の状況でございます。

江田島市では、一応、墓地の設置基準というものに照らして、個人墓地の設置というのを認めていこうというようなことしておりますけども、例えば面積が20平米を超えない小規模な墓地を設置しようとするものであって、付近に利用することができる市が経営する墓地がなく、かつ墓園の設置について、次のいずれかの事由に該当すると認められるものということで、例えば大規模な墓地の近所に新たに作るのはよしとしよう。山の中に古くからの墓地があって、それを下におろすということについては、市民の宗教的な感情と公衆衛生の見地から支障がないと認められるものについては、許可を出さざるを得ない、許可を出していこうというようなことで考えております。

議員の御指摘の許可が必要だということを、市民に周知させていただきということについては、これまで十分でなかったという点については反省しております。ホームページ上にもそういったことを掲載して、周知に努めてまいりたいと思いますし、設置許可を受けずに墓地が建ってるというところについては、可能な限り市営墓園に移っていただくとか民間の霊園に移っていただくとか、そういった墓地を集約するというところでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 何となくわかりましたが、墓地埋葬法は日本の法律で、江田島市はそれは関係ないみたいな感じの答弁をもらったんですけど、やっぱりそれはしっかりしたものをつくっていただいて、守らなければならないことは守るということ、ちゃんと指導、監督をしっかりとさせていただいてやってもらわんといけんのじゃないかと思う。例えば、何でこれを一生懸命私が言いよるかということ、家の玄関の前に建てられたような人がおるんですよ。家の前に、人の墓地が勝手に畑の前に建て、疎遠になってとかいう例を何件か聞いて、そういうようなことから、江田島市は何にもせんのんかと、まだ県のときのほうがよかったと、県の人に来て結構、何をしますかとかいう指導、監督をしてくれよったというようなことから言っておるんですが、ルールを守るといのはもう、モラルの問題もあるとは思いますが、やはり担当の課なり部なりがしっかり指導してもらってやっていただきたいと思っております。最後になりますのでそこら辺、さらに一生懸命やるんかどうか、もう1回お願いします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 指導、監督につきましては、極力と言いますか、一生懸命させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 1点だけ、現行1区画60万円と。今度5段階で、地価が65%ぐらい落ちたということで、一番上が39万円ですか。全部39万円というような

考えはなかったんですか。前は全部60万円ですね。今回だって、全部39万円でいいんじゃないかというような、私個人的にはそんな感じで思うんですけど、ちょっとそのあたり、ほかに案はなかったのかということ、価格ですね、お聞きしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 今回、鑑定評価をとらせていただいたと申しあげましたが、その際に北部墓園の園内の状況、2メートル強の階段を上って、一番上の段にはお墓参りをしないとイケない、そういった状況があるということで相当受益に差があるんじゃないかというような、鑑定士さんの御意見をいただきました。受益に応じた価格設定を行うということで、1段目の道路に近いところ、それについては1区画39万円という価格設定をし、5段目のこれまで一度も墓石の据わってない区画については1段目よりも、より安い価格設定を受益に応じて価格設定をするのであれば、そういったつけ方が必要ではないかということで、27万円というような価格をつけさせていただいて御提案させていただいているところです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 私がお聞きしたいのは、前回60万円だったわけですね、一律。そのときだって、本来はそういう格差があってよかったんじゃないの。今回は、そういう鑑定士さんの意見で格差をつけたということなんですけど、今回だって別にいろいろ言われましたけど、結論として前回の価格の設定、一律60万円というのが、考えてみればおかしかったということじゃないんかと思うんですけど、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） もとの永代使用料につきましては、墓園の敷地となる土地の取得費とか造成費、建設費、この総額から通路、階段、休憩所、トイレ等の共用部分の経費を差し引いて、残りを区画面積で除したもので算出しております。いわゆる原価主義ということでございますけども、その際に1段目も5段目もバリアフリーの見地から言えば、著しく劣る5段目についても60万円という一律の価格設定をしていたわけでございます。本来であれば、不利な条件のところというのは、価格差があって当然なのではないかという考え方を当時持っておりましたら、そういったことにもなったのかなというふうには思いますけども、今回の見直しに当たりましては、大きく受益の差があると。お墓参りする条件に著しく差があるということで、例えばこれを同一の価格にしますとやはり条件のいいところだけが募集に応募があつて売れると。条件の悪いところが残ってしまうというようなことも考えられます。そういったことから、条件の悪いところは条件の悪いなりに格差率という考え方を入れて、金額の差を設けたというところでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 質問を二、三させていただきます。

今回の北部墓園の使用料の減額ということなんですけども、これ平成7年に北部墓園、竣工しておりますが、全区画197区画、一律60万円ということで、全て埋まれば使用料収入としまして1億1,820万円という、使用料の収入ということなんですけども、先ほど造成の費用をその区画で割ると60万円という単価が出ますということなんですけども、その当時の総工費、そちらを教えてくださいたいと思います。

それと、先ほど部長のほうからは、予算委員会の中で議会のほうで五十五、六区画あるものについて、何とか埋めてほしいということで、今回こういうふうにやったということではありますが、これ基本的には分譲地ではないということで、いわゆる使用していただく。返還する部分もあります。返還される方もいらっしゃる、また公募をかけて使用者募集をするということになります。今回ちょっと懸念されるのが、北部墓園は今、利用者が少ないんで、不動産鑑定士を入れてその価格をもって、かつ受益者、先ほど中下議員が質問したときにお答えの、受益者の一番高いところと低いところであると、高いところは不便だから安く売るというふうな御答弁でありました。

一方で、北部墓園以外にも、江田島町のときにつくられた南部とか、あと中央ございますよね。中央墓園というのは1区画一律70万円なんです。そして、南部墓園は一律50万円なんです。そこもやはり、返還されてまた公募をかけることになると思うんです。これは分譲じゃないですから。となると、今の北部墓園でやったことと同じような仕組みにしていけないと、これは江田島市が運営する墓園としては、どうもおかしいんじゃないかなと。言ってみれば、南部も中央も、いつかまた空きが出て公募かけるわけですよ。となると、もしやるのであれば、北部と同じように南部、中央も、その他の江田島市の墓園についても、不動産鑑定士を入れて価格を見て、価格を決めていかにいかないとおかしなことになると思うんです。また、南部にしても、あれ、段差ありますよね。上も下も一律、南部で50万円というのは、これまたおかしな話になるんです。そこら辺のところを検討されているのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 北部墓園の総工費については、現在、手持ちで資料を持っておりません。また、調べまして御報告させていただきたいと思います。

南部、中央については、50万円また70万円というような価格。住宅地が下がって見直しをするのであれば、こちらのほうも鑑定評価をとって、見直しをするのが当然ではないかというような御意見でございます。

南部、中央につきましては、今のところ空き区画がございません。それで返還がありましたら募集をかけて、募集をかけましたらほとんど抽せんで使用許可を出すというような状況でございますけども、確かに今回の条例改正の提案につきましては、北部を何とかしたいというような気持ちから出たものでございます。予算委員会のほうでは、このまま55区画残っている状態で推移すれば、財政的な影響も考えられるので、今後、利用の許可、使用料の見直しを行い、未利用区画解消に努められたいというような形で、個別意見をいただいております。ここを受けまして、北部墓園について、適正な利用料の検討しか行っていないと。南部、中央について、価格についての検討を行っていないところが、北部優先で北部のみのことを考えて、今回、御提案させていただいた

というのは現状でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） ですので、余りにも今回の使用料を減額するというのは、ちょっとやり方としては全体をしっかりと考えてなくて、やってしまったような気がするんですよね。あとは、予算委員会の話もされましたけど、平成25年度決算、昨年の決算のときにも分科会の委員会のほうからは、半値でも利用者をふやしたらどう、半値にしても利用者をふやしてはどうかというふうな質問に対して、当時の担当課長は、これまでの購入者との均衡を図ることを検討しなければならないというふうに答弁されてるわけなんです。先ほどどなたか、林議員でしたかね、既に使用されてる方に対してはどう手当をするんだと。それは、その当時の価格が適正だから、返還しませんという話をするわけですよ。言ってみれば、これ利用料ですから、例えば永代使用料、要はずっと権利を持つての方はずっと使われるわけなんですけども、例えば50年とするじゃないですか。そうすると60万円は50年、1月1、000円なんです。賃貸料というか使用料が。今の、一番高い39万円の1段目としましては、年間50年使用したとして、1カ月650円なんです。ということは差額350円、月ですね。それと、竣工したのが平成7年ですから、一番長い方でも20年なんです。ということは、ごめんなさい、仮に僕の言ってるのは、私のまだ意見なんでこれが正しいかどうかは別にして、考え方の話ですよ。50年とするならば、あと残り30年借りるわけですよ。言ってみれば、使用料を前払いしてるという考え方もなり得るんじゃないかなということなんです。そうすると、50年のうちの残りの期間の部分の、例えば350円、月かけたものを返還するとか、そういう考え方もあるのかなというふうに思います。ですんで、今回は私、南部とか中央のことを全く考えずに、北部ありきでこのような提案をされたことに、実はちょっと疑問に思います。

○議長（山根啓志君） 13番 登地議員。

○13番（登地靖徳君） 値段を下げれば売れるというもんで、私はないと思うんです。部長、さっきから、これ売れない原因がわかっと思っておられるんです。なぜ、この上のほうが売れないかという原因が、もうつかんでおるわけですから。例えば、マンションは高いほど値が高い。ここは高いほど安くして、結果を見なわからんから安くしても売れないとは言わないが、売れにくいと思う。問題はつかんでおるんだから、その問題点を解決することを考えたほうがいいんじゃないかと。そのためには、先ほどからもちょっと話は出ておるが、当然、投資というものが出てくる。だから、上にある部分が皆さんが求めやすいような工夫をしっかりと考えていけば、上のほうも買い手がつくというんか、求めやすい人が出てくるんじゃないかと思うんで、もっとそこらあたりを、みんなで知恵出していったらいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 登地議員の質問にお答えする前にちょっと、先ほど胡子議員のほうから、北部墓園の設置事業の総工費が幾らかというふうなお話がありました。平成7年3月20日に竣工したものでございますけども、総工費1億7,06

0万6, 115円ということでございます。

北部墓園を売るような工夫というような御質問でございましたけども、高低差を一例に出しまして御説明いたしました。あそこの切串の山奥のほうに北部墓園はございますけども、位置的な条件それと一番上については高低差でお墓参りがしにくいというところで、売れないという状況ということで、我々、分析しておりますけども、なかなかお参りをしやすいような形での投資をして、迂回路といいますか車で上がれるようなというようなことだろうと思っておりますけども、そちらのほうも内部で検討もいたしましたけども、なかなか難しいというような状況でございます。また、いいお知恵がありましたら、そのお知恵をおかりしたいなとも思っておりますけども、今回は平成7年から、いわゆる不良債権的な状態でずっと残ってるものを何とか解消するために、その値段の見直しを御提案して認めていただきたいと。それと合わせて、北部墓園の販売強化ということで、北部墓園のみ市外居住者についても利用を認めているという状況でございますから、広島には広島市宇品のほうにでもこういった墓園の紹介のパンフレットを置くなどして、宇品のほうへの広島市への利用も促進していきたいと、そういうように考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 13番 登地議員。

○13番（登地靖徳君） いずれにしましても、やはり工夫、知恵を出して販売が完売できるように、そのためには投資もいる、これはやっぱりある程度やむを得んと思うんですよ。だから、私はいろいろなことから考えて、現場を見てないからわからんのだけれども、安くしてもなかなか人は求めにくいんじゃないかというような感じを持っておるんで、いずれにしましても大変でしょう、頑張ってください。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

11時35分まで休憩いたします。

（休憩 11時20分）

（再開 11時35分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第44号

○議長（山根啓志君） 日程第6、議案第44号 平成27年度江田島市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第44号 平成27年度江田島市一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成27年度江田島市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,375万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ151億4,731万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第44号 一般会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の22、23ページをお願いします。

最初に歳入でございます。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料は、通知カード再発行手数料及び個人番号カード再交付手数料の増額補正です。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務国庫補助金は、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分として地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の増額補正を、また、半島振興広域連携促進事業費補助金の増額補正を行っております。

8目商工費国庫補助金は、同じく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の増額補正です。

15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金は、かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助金の増額補正です。

7目土木費県補助金は、交付見込みに伴います県移譲事務交付金の増額補正です。

17款、1項寄附金、1目一般寄附金は、一般寄附金を受納したことによる増額補正です。

2目指定寄附金は、教育費寄附金として鹿川小学校への寄附、また総務費寄附金としてフェスティバル江田島事業への寄附がありましたので増額補正を行っております。

24、25ページをお願いします。

19款、1項、1目繰越金は、このたびの補正財源として追加補正を行っております。

20款諸収入、6項、4目雑入は、助成事業の決定に伴います消防団員安全装備品整備等助成金の増額補正です。

続いて、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主な内容は、地方創生先行型交付金事業上乗せ交付分の増額、普通建設事業費の増額、台風15号の影響により被災いたしました水産業施設災害復旧費の増額、公営企業会計繰出金の減額等の補正でございます。

また、人件費につきましては本年4月の人事異動など及び企業局交通課船員の一般職化に伴いまして、給料、職員手当等の補正を各款、項、目において計上しております。その内訳及び合計につきましては、52、53ページの給与費明細書にお示ししております。

それでは、人件費関係を除きます主な補正について説明いたします。

26、27ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費は、地方創生先行型交付金事業として、市外からの江田島市印象度調査業務委託料の増額補正を行っております。

なお、指定寄附金を補正予算計上したことから、財源を構成しております。

このページの最下段から28、29ページをお願いいたします。

7目情報政策費は、情報管理事業費で本市のネットワークやシステムのセキュリティ対策を強化するための庁内ネットワーク機器更改委託料の増額補正など、地上デジタル放送対策事業費で、テレビ共同受信施設組合の都合によらない施設移設費用に対する地上デジタル放送対策事業費補助金の増額補正を行っております。

同じく28、29ページでございます。

8目交流促進費は、体験型修学旅行受入事業費で、地方創生先行型交付金事業として消耗品費、民泊家庭等研修業務委託料及び機械器具購入費の増額補正を、交流定住促進事業費で半島振興広域連携促進事業として空き家調査事業業務委託料の増額補正を、地方創生先行型交付金事業として、定住促進交通費補助金の増額補正をそれぞれ行っております。

30、31ページをお願いします。

2項徴税费、1目税務総務費は、法人市民税及び固定資産税の過誤納還付金の増額補正です。

32、33ページをお願いします。

5項統計調査費、2目基幹統計調査費は、事業の実績見込みに伴います国勢調査事務費の組みかえ補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の職員給与費補正に伴う繰出金の減額補正です。

3目老人福祉費は、介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

36、37ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目保健センター費は、福祉保健部の一部の移転に伴います光熱水費の増額補正です。

3 8、3 9 ページをお願いします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は、旧大君小学校グラウンド内の産業振興施設用地附帯工事費の増額補正です。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、水産業振興対策事業費でカキの種苗不調による資金融資制度が創設されたことに伴い、利子補給を行うためのかき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助金の増額補正を行っております。

なお、この補助金は債務負担行為の追加をお願いしております。

また、水産業施設維持管理事業費は、小用漁船棧橋の老朽化に伴います施設の補修工事費の増額補正及び台風 1 5 号の影響により被災しました水産業施設に対する、水産業施設修繕補助金の増額を行っております。

4 0、4 1 ページをお願いします。

3 目漁港費は、市内漁港施設の修繕料の増額補正です。

7 款、1 項商工費、3 目観光費は、観光振興事業費で地方創生先行型交付金事業として、市商工会に対する観光アプリ開発補助金の増額補正を、観光施設維持管理事業費で真道山森林公園のイノシシ対策として、防護柵設置業務委託料の増額補正を、宿泊施設事業特別会計の補正に伴う繰出金の増額補正を行っております。

4 2、4 3 ページをお願いします。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、インフラ維持管理計画の調査に係る設計委託料及び江南交差点改良に伴う市道改良用地購入費の増額補正です。

3 項河川費、2 目砂防費は、県移譲事務交付金の増額見込みに伴います修繕料の増額補正です。

4 6、4 7 ページをお願いします。

9 款、1 項消防費、2 目非常備消防費は、助成事業の決定に伴います消防団に配備するトランシーバーを購入するものです。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費は、教職員住宅の修繕料の増額補正です。

2 項小学校費、1 目学校管理費は小学校管理運営事業費で、鹿川小学校の図書購入費及び学校備品購入費の増額補正を行っております。

なお、この財源は指定寄附金です。

また、小学校施設管理事業費で、切串小学校の高圧受変電設備工事費の増額補正を行っております。

4 8、4 9 ページをお願いします。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費は、スポーツ推進計画策定に係る、策定委員会委員の報奨金及び計画策定業務委託料の増額補正です。

なお、この業務委託は 2 カ年にまたがりまことから、債務負担行為の追加をお願いしております。

5 0、5 1 ページをお願いします。

1 1 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、4 目水産業施設災害復旧費は、台風15号の影響により被災した、鹿川港の漁船係留施設4基の災害復旧工事費などの増額補正です。

1 3 款諸支出金、2 項、1 目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金の減額補正です。

なお、5 2、5 3 ページに給与費明細書を、5 4 ページに債務負担行為の支出予定額等調書をお示ししております。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正追加として、かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助金、県道維持修繕路面環境保全業務委託、スポーツ推進計画策定業務委託の計3件をお願いしております。

なお、かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助金につきましては、現時点で限度額の算定が困難でありますため、ごらんの表記としております。

以上、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,375万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,731万円とする一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

○議長(山根啓志君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 1 番 胡子議員。

○1 1 番(胡子雅信君) 予算書事項別明細書の41ページなんですけども、観光費ということで、これ地方創生の先行ということで商工会への補助金ということで、観光アプリの開発補助金というのが450万円あります。確かに今、江田島市も100万人の総観光客数を目指してということで、いろいろそういったソフト事業というのが必要になってくると思うんですけども、これはどういった内容というのはお聞きになっているのか、例えばスマートフォンにおいても 아이폰であるとか、あとはアンドロイドとかそういったところで使うアプリということでよろしいでしょうか。

○議長(山根啓志君) 沼田産業部長。

○産業部長(沼田英士君) 観光アプリ開発補助金として、実際の事業は観光協会のほうにお願いして行ってもらうものとしております。このアプリはおっしゃるように、スマートフォンを使うようなアプリなんですけども、交流人口をふやすと。地域活性化を図るという目的で行うものでございます。

内容は、江田島市を舞台にしたデジタルアニメーション、これを使った架空の物語を展開して、市内のバス停とかございますけども、そういったところにバーコードみたいな、実際にはカメレオンコード、カラーで識別するようなものを張って、それをそこでスマートフォン等にダウンロードするというゲームを展開して、集客をふやそうというふうな仕組みを考えていこうというところでございます。

以上でございます。

○議長(山根啓志君) 1 1 番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 実は、広島県立大学といろいろやってる部分が、これは市が関係あるのかどうかわかりませんが、江田島観光マップというアプリをつくられると思うんですけども、御存じですかね。ごめんなさい、江田島観光マップというアンドロイドとかiPhoneでのアプリはつくってらっしゃるのは御存じかなと。これは言ってみれば、例えばさくらであるとか、あとは鬼が島とかそういったところに、こういったものがありますよというようなアプリがあるんです。一応今のところ、9ポイントそういった施設があるんですけども、それと似たようなものかなと思ったんですけども、そうではなくて、要は架空のもの、これはアニメーションですよ、艦隊コレクションとかそういったものですかね。そういったところで、要はそこに行くとか、行ったよというものがゲットできて、要はぐるぐる江田島市内を全て回っていただけるということでのよろしいですよ。

あとは、完成がいつごろになるのか楽しみなんですけども、いつごろ完成するということでございましょうか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 質問の答えの前に、先ほどのスマートフォンだけじゃなくてiPhoneとかiOSというんですかね、それでも使えるということでございます。

今、物語を想定しておるんですけども、その応用編として江田島市の観光情報等も取得できるようなことでは、今、想定では思って、今、現時点ですぐどうこうということではなくて、まずは10代、20代の、こちらに来られる世代を対象にしたアニメーションのアプリケーションゲットというゲームをまずやってみて、それから同時に発展したものも考えていこうというふうに考えております。

完成の時期は、このたびの補正の予算がもし御了解いただければ、すぐにでも取りかかろうというふうに考えております。

いつからというのは、ちょっとまだアニメーションの製作等もございますんで、なるべく早い時期に観光協会と連携して、事業展開していきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 砂防費の43ページですが、急傾斜地の維持管理事業費の100万円追加ですが、この内容は恐らく伐採じゃないのかなというふうに推測するんですが、この内容をちょっと教えていただきたいんです。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 御質問の43ページの砂防の急傾斜地の修繕料ということなんですけども、その内容につきましては、急傾斜地の維持修繕に充てるということで、具体的に伐採等も含めまして、維持修繕に使っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 急傾斜地の伐採を私は要求もしたりしておるんですが、なか

なか予算がない、5年先ぐらい待てやとかいうことを言われるんですが、急傾斜地の伐採の要望箇所は今キープしておるんですか。地元のほうから要望があって工事ができないところというのが何か所ぐらいあるんですか。この100万円は、具体的にどこを考えられておるのかお尋ねしたいんです。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 今回の修繕箇所とか伐採箇所ということのリストアップの箇所なんですけれども、申しわけありません、ただいま手元に資料がございますので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

こちらの、今回100万円ほど追加をしておるわけなんですけれども、この追加する内容につきましては、具体的にどこの箇所をということで追加したものではありません。と言いますのが、県からの移譲交付金とそちらのほうも100万円ほど、県のほうの査定において増額をさせていただいたということになりましたので、それに合わせての増額ということになってございます。ですので、これまでの通常の修繕とあわせて、全体的にやる箇所を整理して執行したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀夫君） わかりました。

それで、現場を見て緊急性のあるところというのを調査してもらうて伐採を、本当に危ないところもあるんですよ。よく調査されて、こんな100万円で足りるんかのうと思って、ちょっと疑問に思ったもので、お願いしたいのうと思ひまして。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ちょっと何点かお願いします。

23ページで、一般寄附金500万円という高額な寄附を受けておるんですが、これの、できましたらどのような寄附かということをお聞きします。

次に31ページ、課税一般事業費で還付金300万円が計上されております。これの原因についてお聞きします。

次に、39ページのオリーブ振興事業費です。この工事請負費でこれを大君小学校跡地の産業振興施設附帯工事費ということ、ちょっと説明があったんですが、もう少し具体の説明をお願いいたします。

最後、49ページに市民スポーツ振興事業費で、スポーツ推進計画の策定業務委託料というのが含まれております。これについて、市民スポーツだけに限るのか、またはスポーツイベント等も配慮した策定になるのか、そこらあたりをお聞かせください。お願いします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 一般寄附で、22、23ページの一般寄附金へのお尋ねでございますが、これは本市に御縁のある方、現在は関西地域に在住の方なんですけれども、その御兄弟が本市に在住されておられて御兄弟が亡くなられ、その遺産を相続したことから、遺産相続した一部を本市に寄附していただいたものでございます。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 31ページの、課税一般事業におけます還付金の補正でございます。

今回、固定資産税として100万円、法人市民税として200万円の補正をお願いしたところでございます。固定資産税につきましては、前の評価がえの際、課税誤りがあったということで、家屋でございますけれども還付をしております。これがおおよそ100万円、これの補正をさせていただきたいということと、法人市民税につきましては、法人の前事業年度の2分の1を中間納付するというような仕組みがございますけれども、決算を行って確定申告をした際に、実は業績が余りよくなかったよということで中間納付分を還付する必要があるとございます。これが、年度末に向けて200万円程度見込まれますので、これの追加補正をお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 39ページのオリーブ振興事業費工事請負費の件でございます。

これは、旧大君小学校の一部に産業施設用地、産業振興施設用地ということで、民間企業がオリーブの加工場を、今、鋭意建設されております。この秋に完成予定と聞いております。昨年度、補正予算していただきまして、進入路等をつくっております。これは、今年度4月、5月以降、工事かかりますので表面の舗装工事ですとか門扉、その辺がまだ未施工、工事車両が通りますので後追いの工事ということでのけておいた工事でございます。その工事費を、このたび補正していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） スポーツ推進計画策定業務のイベント等が含まれるかということなのですが、スポーツに関連するイベント等も、この中の推進計画の中に入っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ありがとうございます。

オリーブのところで、進入路とまた付随する舗装工事、また門扉をつけるということなんですが、これらは振興用地としてそれらをつけるということですよ。民間が、オリーブの工場を今、建設中ですが、そのための門扉であるとかということじゃないですよ。お聞きします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 用地は振興用地以外のところでございますけれども、それに接続する道路は、市の持ち分でというふうに考えております。この進入路は当然、そのオリーブ加工施設も一部、使います。

それと同時に、グラウンドへの出入りも可能なというように、両方がお互いに使うと

いうふうな設定で、現在のところ考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 門扉等をつけるということになったら、必ず施錠というようなことになりますので、そこらあたりは十分、市民の方も出入りに対しては遠慮なく入れるような配慮をお願いしたいと思います。

それと、スポーツの推進計画の策定業務でございますが、実は今、私ども旧沖美町で、かきカキマラソンということを実施しております、このたび39回目の実施になるんですが、事務局の関係で大変苦慮しております。来年3月に実施するというので、一応、実行委員会では整理をされておるんですけども、この事務局がちょっと十分機能してなくて、今まで委託させていただいておったんですが、そこらあたりがありますので、ぜひそういうところも地元の実行委員会というんでなくて、市の、私はイベントとしてこれは定着してきたものでございますので、しっかりこういうような策定業務の中でもその位置づけをお願いしたいと思います。

この補正予算には関係ないと思うんですが、そのかきカキマラソンについても、インターネットで調べますと日本でも第3位に入るような、三本指に入るような人気のイベントとなっておりますので、ぜひとも地元としては継続していきたいというところもございますので、若干この場でこういうことを言って、本当に申しわけないんですが、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号

○議長（山根啓志君） 日程第7、議案第45号 平成27年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第45号 平成27年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,051万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億3,948万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 議案第45号 平成27年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

このたびの補正予算は、本年4月の人事異動に伴う人件費の減額と、平成26年度退職者医療の療養給付費の確定に伴い、返還金が生じたので補正をお願いするものです。

なお、返還金の財源といたしましては、平成26年度決算見込みによる繰越金を充当させていただくこととしております。

まず、歳入から説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の58、59ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金の職員給与費等繰入金人件費分の減額補正でございます。

次に返還金の財源といたしまして、10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、1節その他繰越金の前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出です。

60ページ、61ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001職員給与費におきまして、2節給与、3節職員手当等、4節共済費の減額補正でございます。

次に11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の001療養給付費と返還金におきまして、23節償還金利子及び割引料としまして、昨年度の退職者医療療養給付費の確定に伴い、返還金の増額補正でございます。

以上で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,051万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,948万9,000円とする国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上です。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 4 6 号

○議長（山根啓志君） 日程第 8、議案第 4 6 号 平成 2 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 4 6 号 平成 2 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

平成 2 7 年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 3 4 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 6 億 5, 7 4 6 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 議案第 4 6 号の平成 2 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）につきまして説明いたします。

このたびの補正は、人事異動に伴う地域支援事業に係る国庫支出金などの増額及び職員給与費の増減とあわせまして、平成 2 6 年度介護給付費負担金などの確定に伴う返還

金が生じたので、補正をお願いするものでございます。

なお、返還金の財源といたしましては、平成26年度決算見込みによる繰越金を充当させていただくこととしております。

初めに歳入から説明させていただきます。

事項別明細書の68、69ページをお開きください。

まず、人事異動に伴う部分といたしまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、1節現年度分の地域支援事業交付金等、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の1節現年度分の地域支援事業交付金の増額補正でございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分の地域支援事業支援交付金の増額補正でございます。

次に、5款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、1節現年度分の地域支援事業交付金と2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の1節現年度分の地域支援事業交付金の増額補正でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の1節現年度分の地域支援事業繰入金等、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の1節現年度分の地域支援事業繰入金の増額補正でございます。

次に、4目その他の一般会計繰入金、1節職員給与費繰入金、一般事業の職員給与費繰入金の減額補正でございます。

以上が、人事異動に伴う部分の補正となっております。

それでは、70ページ、71ページをお開きください。

歳入の最後は返還金の財源といたしまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金として、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

72ページ、73ページをお開きください。

人事異動に伴いまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001職員給与費におきまして、2節の給料、3節職員手当等、4節共済費の減額補正でございます。

次に、5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費の001職員給与費におきまして、3節職員手当等の増額補正となります。

歳出の最後となります。7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金の001償還金におきまして、昨年度介護給付費負担金などの確定に伴い、返還金の増額補正でございます。

以上で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,746万5,000円とする介護保険（保険事業勘定）の特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上です。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号

○議長(山根啓志君) 日程第9、議案第47号 平成27年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第47号 平成27年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成27年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,808万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 沼田産業部長。

○産業部長(沼田英士君) それでは、議案第47号 平成27年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

このたびの補正は、シーサイド温泉のうみの加圧給水ポンプ修繕工事に係る経費を増額補正するものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書より説明いたします。

80、81ページをお開きください。

初めに歳入でございますけども、1款、1項、1目一般会計繰入金で、補正額108万円の増額補正でございます。これは一般会計歳出、7款、1項、3目観光費からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますけども、次のページの82、83ページをお開きください。

歳出、1款、1項、1目管理費で、工事請負費108万円の増額補正です。これは、シーサイド温泉のうみの加圧ポンプが急に故障し運営に支障が出るため、当初予算計上した工事請負費の一部をこの修繕工事に充てて執行しており、これにかかった経費分をこのたび補正するものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号

○議長（山根啓志君） 日程第10、議案第48号 平成27年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第48号 平成27年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第48号について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動に伴う補正を行うものです。

水道事業会計補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成27年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

収入について、第1款水道事業収益の第2項営業外収益を16万円の減額補正を行いまして、第1款水道事業収益の合計額を8億5,818万1,000円とするものです。

支出について、第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,829万8,000円の減額補正を行いまして、第1款水道事業費用の合計額を7億3,881万4,000円とするものです。

補正の内容については、3ページの実施計画をごらんください。

上段の収益的収入及び支出の部の上段の収入についてでございます。

水道事業収益の第2項営業外収益として、児童手当分の16万円を減額しています。

下段の支出について、水道事業費用の第1項営業費用として、職員数減による給料等の減額を行っています。

1ページに戻っていただきまして、第3条 予算第4条に定めた支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を9万8,000円の減額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を2億3,451万7,000円とするものです。

補正の内容については、3ページの実施計画をごらんください。

下段の資本的収入及び支出の部の支出についてでございます。

資本的支出の第1項建設改良費として、人事異動による手当等の減額を行っています。

1ページに戻っていただきまして、これに伴い第3条本文にあるように予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,261万4,000円」を1億9,151万6,000円に減額し、「当年度分損益勘定留保資金7,043万8,000円」を7,034万円に補正します。

第4条 予算第6条に定めた職員給与費を1,839万6,000円の減額補正を行い、1億1,784万円に改めるものです。

第5条 予算第7条に定めた一般会計補助金を16万円の減額補正を行い、86万円に改めるものです。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳は7ページ、8ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長(山根啓志君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 9 号

○議長(山根啓志君) 日程第 1 1、議案第 4 9 号 平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 4 9 号 平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 1 号)でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) 議案第 4 9 号について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動に伴う補正を行うものです。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款下水道事業収益の第 1 項営業収益を 5 9 万 5, 0 0 0 円の減額補正、第 2 項営業外収益を 9 3 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行い、第 1 款下水道事業収益の合計額を 1 1 億 7, 1 7 5 万 2, 0 0 0 円とするものです。

支出について、第 1 款下水道事業費用の第 1 項営業費用を 9 9 8 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行い、第 1 款下水道事業費用の合計額を 1 1 億 7, 3 2 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。

補正の内容については、3 ページの実施計画をごらんください。

上段の収益的収入及び支出の表の下段の支出についてでございます。

下水道事業費用の第 1 項営業費用として、職員数減及び人事異動による給料等を 9 9 8 万 2, 0 0 0 円の減額補正を行っています。

上段の収入についてですが、先ほどの支出の減額分により下水道事業収益の第1項営業収益と第2項営業外収益、あわせて995万7,000円の減額補正を行っています。

1ページに戻っていただきまして、第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第1款資本的収入の第2項出資金を552万9,000円の減額補正を行い、第1款資本的収入の合計額を3億8,244万2,000円とするものです。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を552万9,000円の減額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を6億6,495万2,000円とするものです。

補正の内容については、3ページの実施計画をごらんください。

下段の資本的収入及び支出の表の下段の支出についてでございます。

資本的支出の第1項建設改良費として、職員数減による給料等を552万9,000円の減額補正を行っています。

上段の収入についてですが、先ほどの支出の減額分により、資本的収入の第2項出資金として552万9,000円の減額補正を行っております。

1ページに戻っていただきまして、第4条 予算第8条に定めた職員給与費を1,551万1,000円の減額補正を行い、7,943万5,000円に改めるものです。

第5条 予算第9条に定めた一般会計補助金を936万2,000円の減額補正を行い、1億145万6,000円に改めるものです。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳は6ページ、7ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 5 0 号～日程第 2 3 議案第 6 1 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1 2、議案第 5 0 号 平成 2 6 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 3、議案第 6 1 号 平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第 5 0 号から議案第 6 1 号までの平成 2 6 年度各会計の決算の認定等についてでございます。

最初に、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりまして、議案第 5 0 号で、平成 2 6 年度江田島市一般会計歳入歳出決算、議案第 5 1 号で同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 5 2 号で同じく後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 5 3 号で同じく介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算、議案第 5 4 号で同じく介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算、議案第 5 5 号で同じく住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第 5 6 号で同じく港湾管理特別会計歳入歳出決算、議案第 5 7 号で同じく地域開発事業特別会計歳入歳出決算、議案第 5 8 号で同じく宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、議案第 5 9 号で、平成 2 6 年度江田島市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、平成 2 6 年度江田島市水道事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、議案第 6 0 号で、平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、平成 2 6 年度江田島市下水道事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、議案第 6 1 号で、平成 2 6 年度江田島市交通船事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

平成 2 6 年度の決算が、その予算執行において合法的に行われたか、また、その会計処理が適正確実に行われたか、あるいは地方公営企業の運営が、その基本原則に沿ってなされたかなど、その審査に当たり佐野代表監査委員、登地監査委員におかれましては、大変であったかと存じます。

一般会計及び特別会計につきましては、7 月 1 0 日から 8 月 2 4 日まで、公営企業会計につきましては、6 月 1 6 日から 8 月 2 4 日までの間、両監査委員には熱心なる審査に当たられ、その労に対しまして厚く敬意を表する次第でございます。

議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定等

を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案第50号から議案第61号までの、平成26年度各会計の決算の認定等についての提案理由といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

本12議案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、佐野代表監査委員に入場をしていただきます。

○議長（山根啓志君） 佐野代表監査委員、登壇お願いします。

○代表監査委員（佐野博隆君） 失礼いたします。

平成26年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに平成26年度江田島市公営企業会計決算審査意見について御報告いたします。

平成26年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る7月10日から8月24日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行いました。また、平成26年度江田島市公営企業（水道事業、下水道事業、交通船事業）会計の決算につきましては、去る6月16日から8月24日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係証拠書類との照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、平成26年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに平成26年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経理はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御報告いたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、監査委員の報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（山根啓志君） お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第50号 平成26年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第61号 平成26年度江田島市交通船事業会計決算の認定についてまでの12議案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本12議案は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任とのことですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長に野崎剛睦議員、副委員長に胡子雅信議員を指名いたします。

日程第 2 4 発議第 3 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2 4 号、発議第 3 号 江田島市議会会議規則の一部を改正する規則(案)の提出についてを議題とします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

9 番 山本秀男議員。

○9 番(山本秀男君) 発議第 3 号。

平成 2 7 年 9 月 9 日。

江田島市議会議長 山根啓志様。

提出者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 林 久光、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 吉野仲康。

江田島市議会会議規則の一部を改正する規則(案)の提出について。

地方自治法第 1 1 2 条及び江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、提出するものであります。

提案理由は、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会の活性化を促進することで、よりよい住民サービスの実現を目的とし、会議及び委員会における議員及び委員の欠席の届け出に関する規定の一部改正するため、この規則案を提出するものであります。

内容は、次ページでございます。

江田島市議会会議規則の一部を次のように改正するものであります。

第 2 条に、次の 1 項を加える。

第 2 項に、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 8 4 条に、次の 1 項を加えるものであります。

2 項に、委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができるものであります。

附則としまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 発議第 4 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 5、発議第 4 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、平成 2 8 年度（2 0 1 6 年度）政府予算に係る意見書（案）の提出についてを議題とします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

1 5 番 山本一也議員。

○1 5 番（山本一也君） 失礼いたします。

発議第 4 号。

平成 2 7 年 9 月 9 日。

江田島市議会議長 山根啓志様。

提出者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 山根啓志、賛成者 江田島市議会議員 片平 司、賛成者 江田島市議会議員 上松英邦、賛成者 江田島市議会議員 平川博之。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、平成 2 8 年度（2 0 1 6 年度）政府予算に係る意見書（案）の提出について、別紙のとおり江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、提出いたします。

内容については別紙のとおりであります。

意見書の提出先として、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、平成27年第4回江田島市議会定例会を閉会いたします。
皆さん大変御苦労さまでした。

(閉会 12時48分)

